

さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）等保護者関係者説明会 会議録

- 1 日時 平成19年1月27日（土） 午後1時～午後2時
- 2 場所 シビックセンター21階会議室
- 3 出席者 専門委員会委員 安達修一委員長職務代理、永倉冬史委員
専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部長
区職員 久住保育課長、佐藤保育係長、豊田主査
保護者関係者 5名

4 説明会

(1) 事務局より

開会の挨拶を行った。以下の配布資料について確認した。

- ①「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とその基本となる考え方（案）
- ②さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）とその基本となる考え方について
- ③さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）策定までの主な指摘事項とその対応
- ④さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）
- ⑤さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱

(2) 安達委員挨拶

今回説明する「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）」については、ワーキンググループを開催し、皆さんが納得できる内容となるように検討してきた。最終的にこの説明会で確認され、実施されていくことを委員会としても望んでおり、十分議論いただきたい。

(3) 事務局より資料に基づき、説明を行った。

(4) 質疑応答

〈質問 1〉情報の提供でホームページは開設しているか。周知は徹底しているか。ホームページに最新の情報が出される体制は確立しているか。見つけられやすいようにしてほしい。
〈回答〉今後も、ニュースや手紙でホームページを開設している案内をしていく。また、ニュースなどの情報は事務局が更新の作業を行っている。

〈質問 2〉平成 31 年以前に気がかりなことがあった場合は、どのような対応になるのか。
〈回答〉健康相談の中で対応することになると考えている。個別の相談、対応になると考えている。

〈質問 3〉地方や外国に住んでいる人で、お子さんの体調が悪く、不安になり問い合わせがあったとき、受診内容や受診機関の案内などの対応はどのように行うのか。以前、クボタ事件が報道されたとき、不安になり名取医院に受診した人がいる。こうした人の費用はどのようなになるのか。
〈回答〉健康相談で具体的に示すことになる。費用負担については、専門委員会での判断を個別にいただくことになる。また、健康対策要綱の 8 条の 2 項で、専門委員会が必要と認めるときは、健康診断を実施することとなっている。様々な経路で、専門委員会に情報をあげていただいて、そこで判断することとなる。

〈質問 4〉説明会に出ることも敷居が高い、文章を読むとことでも難しいと感じている人がいる。区のほうで対応をしてくれていることもわかるが、こうした内容が十分伝わって

ないこともある。今回の資料の中に和解についてのすすめ方という文書があった。和解とはいったい何か、お見舞金の正確がどのようなものか、第1回の訴訟についても伝わっていない人もあり、そうしたグループが出てきていることもある。私たちは同じリスク集団であるが、考え方の違う人たちもいる。こうした人たちとの溝を埋める作業が必要である。

〈回答〉今回要綱だけではなく、要綱の逐条解説書として基本的な考え方を策定し、わかりやすさを重視する取り組みを行った。また、今回から、ニュースもカラー刷りで発行してきている。小さなことから区としても溝を埋める努力をしてきたつもりであるが、今後、こうした溝を少しでも埋める努力をしていきたい。和解とは、今後の健康対策について合意するといった意味になると考えている。見舞金は、もらうことで今後裁判などができなくするというものではない。あくまでお見舞いということである。

〈質問 5〉高校入学時のレントゲン写真などの対応も、早めに対応してほしい。心理の専門の先生もいるので、対応にいては、こうした専門家の先生の意見を聞いて対応することなども考えてほしい。

〈回答〉今後の対策については早めの対応を行うと共に、情報の提供の仕方については、工夫をしながら進めていく。

〈質問 6〉お見舞金と区長からのお詫びはいつであり、具体的な金額はいくらか。お詫びの具体的な行い方はどのようになるのか。

〈回答〉これまでの訴訟の中で、お見舞金相当額は10万円となっている。この裁判での見舞金相当額がひとつの目安になると考えている。お詫びは文書により考えている。協定の行い方は、希望者と郵送により行う予定である。お見舞金については、振込用紙に記入いただき、指定の講座に振り込む予定である。

〈質問 7〉これまでほとんど区と連絡を取ってこなかった人たちにとって書面が突然送られてきても、こうした人たちがどのように思うのかわからない。個人的にも悩んでいる。直接お目にかかることが必要なのではないかと思う。工夫が必要だろう。時間が経過してしまったというのは、区が、自ら、壁を高くしてしまったのではないか。限定した対象者であることを考えると、直接お目にかかって挨拶をすることが基本となるのではないか。

〈回答〉ここまで少しずつではあるが保護者や関係者の方々と歩み寄りができてきたと思っている。連絡の仕方などで、この溝を広くしてしまうことは区としても本意ではない。専門委員会とも相談して進め方を工夫していきたい。

5 閉会

閉会にあたり、専門委員の永倉委員から挨拶があった。

永倉委員：ご意見をいただき、それを反映してよりよい要綱を作成していきたい。ぜひ、グループや個人で読み合わせなどを行い意見を寄せてほしい。また、肺がんや健康診断などについては、今後、医学の発展によって対応が変わることも予想される、こうしたことから、要綱の中で、現時点で明確に基準などを決めないほうがよいものもあると理解している。こうしたことも含めて皆さんに理解していただかなければならないので、アスベストセンターや専門委員会に対して意見を寄せていただきたい。自分たちで解決できるものは解決していただき、解決できないものはご意見をいただければ、今後の議論がスムーズになると考える。

さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）等保護者関係者説明会 会議録

- 1 日時 平成19年1月28日（日） 午前10時～午前11時40分
- 2 場所 シビックセンター21階会議室
- 3 出席者 専門委員会委員 内山委員長
専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部長
区職員 久住保育課長、佐藤保育係長、豊田主査
保護者関係者 12名

4 説明会

（1）事務局より

開会の挨拶を行った。以下の配布資料について確認した。

- ①「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とその基本となる考え方（案）
- ②さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）とその基本となる考え方について
- ③さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）策定までの主な指摘事項とその対応
- ④さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）
- ⑤さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱

（2）内山委員長挨拶

これまで、健康対策等専門委員会は主に健康対策について議論してきた。しかし、健康対策実施要綱の策定の進展がないことから、昨年から健康対策等専門委員会で健康対策実施要綱について検討を行い、皆さんに今回お示しすることとなった。昨日、及び本日の説明会などで皆さんからの意見を伺い今年度中に策定していきたいと考えている。

（3）事務局より資料に基づき、説明を行った。

（4）質疑応答

〈質問 1〉ようやく保護者の希望に沿ったものができたと思う。肺がんなどについては、判断基準を作成することになるのだが、保護者と専門委員会の判断が異なった場合、立証責任は誰になるのか。

〈回答〉今回の健康対策実施要綱は、裁判によらない解決の方法を提示していることが特徴となっている。そこで、専門委員会の判定に基づき、対策を実施していくものとなっている。また、この間の議論の中で、区は、関係者の立場に立ち考えていくことを基本的な考え方として明記した。万一、アスベスト関連疾患が発症した場合は、区は専門委員会に判定をお願いし、その判定結果にしたがって対応していく。しかし、万一、こうした専門委員会や区の対応に納得できない場合は裁判という対応も考えられる。

〈質問 2〉基本的な考え方は要綱には入らない。立証責任は区にあると要綱に書いたほうがいいのではないか。

〈回答〉お詫びや、考え方などは要綱の内容とはそぐわない。そこで、今回、基本的な考え方を示した。基本的な考え方も、要綱と同じ、区の正式な文書とするものであり、要綱と同じ効果があるものである。要綱とは、行政内部の事務処理の基準あるいは指針とするものであり、こうしたこと以外の内容を要綱に入れることは難しい。要綱は今後長期間にわたる健康対策について規定するものであり、今後、第三者が要綱を見たときに、きちんとしたものとしておくことも必要だと考えている。そこで、基本的な考え方とセットで策定することとした。

〈質問 3〉第 3 者がどう思うかは関係ないことであり、後でもめないようにすることが大切である。どこに書いてあってもいいが、立証責任は区にあることを明記してほしい。

〈回 答〉裁判になった場合に、区が立証責任を果たすことまで要綱には書き込めないと考えている。立証責任については、あらためて整理していきたい。

〈質問 4〉昨年 11 月ごろ、健康手帳の発行を希望したが、いまだ連絡がない。速やかに発行するとしているが 3 ヶ月たってもまだ返事もない状況である。何らかの要請があったときに、いつまでに対応するなどの返事をすることも必要である。

〈回 答〉率直にお詫び申し上げます。早急に発送します。今後は適切に対応します。

〈質問 5〉せきが出たりなど、医師に受診するなどまで行かないまでも、どういう状況なのか、相談できる対応がなされているのか。

〈回 答〉現在、健康相談を実施している。当日、電話でも相談を受け付けている。そちらを活用してほしい。

〈質問 6〉毎月行っている健康相談は予約になっている。問い合わせをしたいときに気軽に相談できる専門家や受診機関などが身近にできないか。受診にいらなくとも、どうしたときに気にしたほうがいいというようなわかりやすいパンフレットなどを発行できないか。

〈回 答〉わかりやすいパンフレットなどは、専門委員会で相談させていただく。また、専門委員会にも文京区の小児科の先生も入っているので、その方に相談してもわかると考えている。

〈質問 7〉費用負担については、労災を基準とするという説明があったが、今回の場合は、父母側からアスベストに対する指摘があったにもかかわらず、適切な対応がなされず事故が起きてしまった、保護者には落ち度はない。こうしたときに、労災を基準とすることに対しては違和感がある。区の職員の人の救済方法と、園児の救済方法が同じというのは違和感がある。また、遺族補償についても報告書に書いてあるが、要綱には書いていないことはどうなのか。

〈回 答〉「等」に含めていると考えているが、今後、要綱の整理の中で検討していく。労災を基準とすることに対する違和感については理解するが、ある程度の基準として労災の基準があると考えていえる。ひとつの基準であると考えており、万一、対応しなければならぬ状況の中では、誠意を持って対応するということになると考えている。将来的に基準となるものがあればその基準を適用することも考えられる。要綱の中に、労災の基準を判断基準にするという記述はしない。

〈質問 8〉今回の健康対策については、今までの制度にないことを作ろうとしている、それを 7 年間考えてきた。今後、こうした努力を将来につなげていきたい。労災補償に対するイメージが悪いものがある。ガイドラインについての話し合いについても、誰でもわかる状況に情報を公開してほしい。

また、肺がんのガイドラインなども、この第 1 期の専門委員会メンバーの方によいものを作ってほしい。ガイドランだけでなく、ガイドラインの方針も作ってほしい。ガイドラインの中に、肺がんの予防についての指摘などもしてもらおうと、予防もできるのではないかと思う。

〈回 答〉要綱の第 11 条に判定基準を盛り込んである。専門委員会の皆さんにはお忙しいところ恐縮ですが、判定基準の策定をお願いしていきます。

〈質問 9〉今回説明者が保育課長というのが驚いている。今回の事故についても、これまでのことをしっかりと認識している人が説明することが必要だと思う。区には、アスベストを

把握し、未然に防ぐ機関はないのか。また、平成 31 年に説明を受けに来たときにも、保育課長がまた説明するのか。アスベスト問題に対する専任機関が区の中にあってもいいのではないか。

〈回 答〉昨年、区有施設のアスベスト調査を実施した。区の施設については、施設管理課と教育施設については学務課の管理となっている。さしがや保育園のアスベスト関連の対応は保育課が事務局となり対応している。人事異動の時には、適切に引継ぎを行っており、今後もこの体制により対応を行っていく。

〈質問 10〉今回、急に話が前進した気がする。前任の課長は今の状況がわかっているのか。立場が変わったら、これまでのことも終わりか。印象だけで話しているが、区としてのシステムとしてなぜ、7 年もかかったのか不思議である。文章として示すことは法律的に正しいことだと思おうが、気持ち的に、この 7 年間のプロセスなども明確にしていってほしいかと思う。印象を持ったということで聞いてほしい。

〈回 答〉今回要綱を示すことができたのは、専門委員会委員の皆さんの検討のおかげでもある。区は、引き続き、誠意を持って対応を行っていく。

〈質問 11〉区のスタンスや体質などもあるのではないか。区有施設のアスベスト状況を調査したところ、環境対策課では施設管理課を紹介された。施設管理課ではとても親切に対応してくれた。他の部署との連携などをさらに密にしてほしいとおもう。

〈回 答〉それぞれの部署が適切に対応することを基本としているが、連携は密にするよう取り組んでいく。また、事務局である保育課に連絡をいただければ適切な部署に連絡する。

〈質問 12〉議会に報告して承認をもらうことになるのか。

〈回 答〉議会には報告を行うが、議会の承認については今後調整していく。

〈質問 13〉4 月 1 日の要綱施行にこだわらず、内容をしっかり検討してほしい。

〈回 答〉今年度中要綱を策定するという期間を設定したのはあくまで目安であり、皆さんと合意できる内容で策定していく。

〈質問 14〉立証責任のところが一番難しいのではないか。

〈回 答〉アスベスト関連疾患が発症した場合は、専門委員会に判定をお願いすることになる。客観性や公平性という観点から、医学的な専門知識をお持ちの専門委員会に判定をしていただくことになる。また、これまで検討してきた議事録なども判断の基準となるので、誠意を持って対応することは理解していただけると思う。

〈質問 15〉たとえば、我が子が、家庭を持って子どもを育てている、25 歳で死んでしまった場合は、労災基準ではどうなるのか。クボタ事件のときに、中皮腫で亡くなった方に対して 3 千万ほどの補償を行ったとの報道があった。誠意を持って対応するとしているのなら、今日の席に環境対策課や施設管理課の職員が出席することも必要ではないか。

〈回 答〉労災の基準を適用することを要綱などに書くことはない。今日の説明会の中でわかりやすいようにお話ただけである。今の段階で判断基準を示してしまうことは将来に縛りをかけてしまうことになるかもしれない。状況に応じて対応することのほうがいいと思う。将来に対してマイナスになることを盛り込むことはない。また、今後、こうした話し合いを持つときは必要に応じて関連する部署の職員も出席するように対応していく。

〈質問 16〉アスベストホットラインを作ってはどうかと思っている。質問の内容によって対応するところが違うと思う。

〈回答〉区では、それぞれの部署が適切に対応することを基本としているが、連携は密にするよう取り組んでいく。また、事務局である保育課に連絡をいただければ適切な部署を連絡する。

〈質問 17〉報告書に関係する部署を図で示すなど、連携ができればいいのではないか。

〈回答〉すでに、今回の考え方、要綱などの策定にあたり、関係各部署と連携をしている。関連部署の案内などについては、今後、検討していく。

5 閉会

閉会にあたり、専門委員会の内山委員長から挨拶があった。

内山委員長：いろいろご意見をいただきありがとうございました。健康対策要綱の中では、専門委員会の権限が強くなっている。専門委員会の判定に基づき、という文言が条文の中に入っている。裁判までに行かないで解決できるように、皆さんの立場で考えていきたいと思っている。今回の質問で出された立証責任については、専門委員会が判定を行うので、ある意味で、専門委員会に立証責任があるというくらいの重みを持っていると考えている。今回は、今までにないシステムを作ろうとしているので、区の公式文書の中では、今の法体系などから、言及できることと、言及できないことがあると思う。

こうしたことを考えても、なるべく、裁判に行かない前に両者で対応できるように、文章などの検討も苦労した。たとえば、第10条の1項は、普段の会話などでは使わない二重否定の文章になっている。これは、弁護士さんからの指摘をもとに策定したもので、立証するのは専門委員会の判定会議になるという意味であり、こうした工夫を行っていることもご理解いただきたい。

皆さんからご意見をいただき、議論をして、今のシステムでは一番合理的であるというシステムを構築していきたい。